第五条第二十一号ト を次のように改める。

ト　ペイロードを三〇〇キログラム以上の搬送することができるロケット又は五〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマルエージング鋼であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）次のいずれかに該当するもの

1　固溶化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが九〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

2　析出硬化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

（二）次のいずれかに該当するもの

1　厚さが五ミリメートル以下の板又は管

2　厚さが五〇ミリメートル以下の管であって、かつ、内径が二七〇ミリメートル以上のもの

附　則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百七十三号）の施行の日から施行する。